

平成20年度「高等学校における発達障害支援モデル事業」報告書（中間・最終）

都道府県名	滋賀県
学 校 名	滋賀県立日野高等学校
学校所在地	蒲生郡日野町上野田150
研究期間	平成19～20年度

I 概要

1 研究課題

特別支援教育への理解を深めるための啓発・研修方法と、社会的・職業的自立に向けた就労支援の方策及び発達障害の生徒を含めた全ての生徒への効果的な指導・支援方法についての研究開発。

2 研究の概要

- ①特別支援教育に関する理解をより一層深めるための啓発・研修等を実施し、職員、保護者、一般の生徒に対して発達障害についての正しい理解と認識をより一層深める。
- ②教育支援（授業）サポーターの活用やティームティーチング・習熟度別学習などの学習形態の工夫、各教科の指導法や授業研究などを通して生徒個々のニーズに応じた効果的な支援、指導方法についての研究。
- ③社会的・職業的自立に向けてのソーシャルスキルトレーニングや校内外における職業指導や職業体験等、就労支援に関する研究。
- ④近隣の学校や関係機関等との連携を強化しながら、生徒のニーズに対応できる支援体制についての研究。

3 研究成果の概要

- ①暗中模索の状態ではあったが、全般的には当初の計画どおりに事業内容を進めることができた。啓発・研修等により職員の意識・関心は高まり理解が進み、2年次には授業改善や就労支援面を中心に具体的・実践的な面で取り組めた。また、一般の生徒や保護者の理解も進み、日常の学校生活や社会的な啓発にもつながる面が見受けられた。
- ②発達障害（含：可能性）のある生徒に対しては、教職員の意識的な指導・支援や教育支援（授業）サポーターの支援等により、これまでに比べ日常の学校生活を詳しく見ながら、指導・支援をすることができるようになった。また、これがすべての生徒の状況観察や指導・支援面につながり、教職員が生徒に対して迅速に対応できるようになった。結果、不登校生徒や中途退学者が2年次には大幅に減少し、一時はゼロとなる状況であった。さらに巡回相談員の適切な助言等は、効果的な支援へとつなげることができた。
- ③ソーシャルスキルトレーニングや就労支援に関する職員への研修を実施し、意識を高めることができた。また、発達障害（含：可能性）のある生徒に対して職業指導や職業体験等を実施したことは進路実現に向けての効果的な取組となった。さらに、2年次には、本校職員の企業訪問時に発達障害者雇用・障害者雇用に関する聴き取りを行い、就労支援につなげる面と企業への啓発につながるような取組を実施した。
- ④職員への研修会については、近隣の校園にも参加をしてもらい、今後連携が図れるように取り組んだ。また、個別支援を進めるにあたって関係機関とも連携の強化が図れた。

Ⅱ 詳細報告

1 研究の内容

平成17、18年度の過去2年間、文部科学省委嘱事業「特別支援教育体制推進事業」の指定を県より受け、「高等学校における特別支援教育体制の推進」に努めてきた。このことをもとにして、本校の特別支援教育のスタンスである「どの子にもわかる指導・支援」を目指して、職員への理解を深める啓発・研修等を中心にしながら、在籍する発達障害（その可能性のある生徒を含む。以下同じ。）のある生徒を含めた全ての生徒に対して取組を進めた。

(1) 発達障害のある生徒に対する指導方針

本校の特別支援教育は「どの子にもわかる指導・支援」をスタンスにしているため、在籍する発達障害のある生徒を含めた全ての生徒に対して取組を進めている。そのため、発達障害のある生徒はもちろん、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、巡回相談員やカウンセラー等の協力を得ながら校内における支援体制を確立するように努めている。

また、教育支援（授業）サポーターの活用やティームティーチング・習熟度別学習などの学習形態の工夫、各教科の指導法や授業研究などを通して個々のニーズに応じた効果的な指導・支援等について研究を行うとともに、社会的・職業的自立に向けてのソーシャルスキルトレーニング、校内外における職業指導や職業体験等、就労支援に関する研究を実施した。

ア 生徒の実態（把握方法も含めて）

本校では、平成17年度から国の委嘱事業を県より受けて、本校独自の実態把握調査により生徒状況の把握に努めてきた。その方法は次のとおりである。

(ア) 毎年6月～7月にかけて、全職員（含：事務・現業職）による「特別支援教育に関わる調査（気になる生徒の調査）」を実施。

(イ) 上記の調査結果を受けて、さらに詳しい状況把握が必要だと思われる場合には、該当生徒の学級担任、学年、教科担当者等による第2次調査を実施し詳細な状況把握を実施。

(ウ) 上記（ア）、（イ）を経た後、生徒の状況について、（特別支援教育）校内委員会で話し合いを行い、今後の指導・支援の方向性について検討。

(エ) その後、巡回相談員やカウンセラー等からの助言を受けて、生徒への支援の必要性の有無、支援方法などについて、校内委員会で再度検討。

(オ) 該当生徒の学級担任、学年、各教科担当者、コーディネーターを中心に、関係者会議の開催や全職員で支援していく体制づくりを行ってきた。

※ なお、上記（ア）～（オ）の学校内での状況把握後は、次のような具体的な支援・指導等の流れで取り組んできた。

(カ) 巡回相談員やカウンセラーに相談するとともに、該当生徒の保護者に状況を説明し、理解・協力を得られるようにした。

(キ) 医療機関への受診等が必要であると判断した生徒に関しては、保護者に状況を説明し了解を得たうえで、保護者同伴のもとで受診させた。

※ 医療機関等の専門機関との連携のなかで、チェックリストが必要な場合には、積極的に活用した。

(ク) 医療機関での受診結果を受けて、医療機関、保護者、巡回相談員、カウンセラーと連携しながら、該当生徒の個別の指導・支援を考え、学級担任、学年、各教科担当者、コーディネーターを中心に、関係者会議の開催や全職員で支援していく体制づくりを行ってきた。

※ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」については、本校としてできる範囲で作成する方向で進め、本校独自の記録様式で該当生徒の状況や保護者からの情報・要望、医療機関等の専門機関との連携による情報、学校内での指導・支援状況などの記録を、学年、コーディネーターが残していくようにした。

(ケ) 上記(キ)の段階で、保護者の同意が得られない場合には、学校が保護者との信頼関係づくりを優先した姿勢で対応しながら、連携強化につながる方策を見いだせるように取組を進めていった。なお、該当生徒に対しては保護者の了解が得られる範囲内で、他の支援が必要と思われる生徒と同様に、学校内で指導・支援を行った。

なお、本事業の指定を受けてからは、上記の実態把握の流れを基本にしながら、巡回相談員を活用し、より詳細な把握を目的として次のような取組を進めた。

(ア) 6月～7月にかけて、全職員(含：事務・現業職)による「特別支援教育に関わる調査(気になる生徒の調査)」を実施。

(イ) 上記の調査結果を受けて、さらに詳しい状況把握が必要だと思われた場合には、該当生徒の学級担任、学年、教科担当者等による第2次調査を実施し詳細な状況把握を実施。

(ウ) 6月～10月(平成19年度は、9月～11月)にかけて巡回相談員による全学級の授業観察の実施。その際、発達障害の可能性のある生徒の実態把握を実施。

(エ) 上記(ア)と(ウ)の結果を照合し、各学級担任と巡回相談員、コーディネーターとが面談し各学級状況について検討。その後、各学年主任と巡回相談員、コーディネーターとが面談し各学年の対象生徒の把握を行った。

(オ) 上記(ア)～(エ)を経た後、生徒の状況について、(特別支援教育)校内委員会で話し合いを行い、今後の指導・支援の方向性について検討。

(カ) 上記(オ)とも連携しながら、巡回相談員やカウンセラーに相談するとともに、該当生徒の保護者に状況を説明し、理解・協力を得られるようにした。

(キ) 医療機関への受診等が必要であると判断した生徒に関しては、保護者に状況を説明し了解を得たうえで、保護者同伴のもとで受診させた。

※ 医療機関等の専門機関との連携のなかで、チェックリストが必要な場合には、積極的に活用をした。

(ク) 医療機関での受診結果を受けて、医療機関、保護者、巡回相談員、カウンセラーと連携しながら、該当生徒の個別の指導・支援を考え、学級担任、学年、各教科担当者、コーディネーターを中心に、関係者会議の開催や全職員で指導・支援していく体制づ

くりを行った。

(ケ)「個別の指導計画」(平成20年度から作成)または本校独自の記録様式(平成19年度まで作成)の記録事項に基づき、本校の日々の教育活動をとおして支援していく。

また、同時に保護者とも連携をしながら、家庭での支援をしてもらう。

※ 「個別の指導計画」(本校独自の様式)に、該当生徒の状況や保護者からの情報・要望、医療機関等の専門機関との連携による情報、学校内での支援・指導状況などの記録を残し、評価を行いながら指導・支援計画の見直しを行っている。

「個別の教育支援計画」については、現在、様式を検討中で、保護者や関係機関等との連携を視野に入れて作成していく予定である。

(コ) 該当生徒が進路実現を果たした時には、「個別の指導計画」または本校独自の記録様式の記録事項に基づき、本校で支援してきた状況の記録を、該当生徒の進路決定先に必要に応じて連絡・引継を行い、今後の支援方法の参考としてもらう。(進路先への連絡・引継については、本人・保護者の了解を得る。)

(サ) 該当生徒の卒業後は、進路先と連携を図りながら本校が協力できることを行う。

【事例ごとの指導方針等】

(事例1)

イ 指導方針

(ア) 該当生徒が授業中に寝る状況の原因・理由等を考え、できるだけ授業に集中できるようにする。そのために、次のようなことを行った。

*保護者や関係機関(医療機関、校外の適応教室、小中学校)と連携を図り情報交換を行い、該当生徒の気持ちや考えていることを知り生活状況等を把握し、指導・支援の経過等をふまえながら本校における効果的な指導・支援を行った。

*座席は教員の目が届き、すぐに指導・支援できる範囲に指定し、授業等での寝ることへの注意や、板書事項の写字の指示、該当生徒の発言を例にあげた解説等の指導を行った。

*考査前には放課後等に教室を確保して、補習や自己学習の時間を設定し、学習環境の整備に努力した。

*教育支援サポーターによる授業時の支援や放課後等の補習での支援を行い、本人のニーズに応じた支援ができるように心がけた。

*日常の提出課題や考査に向けての学習については、該当生徒に自らが責任を持って意欲的に学習できるよう自覚を持たせる工夫を行い、保護者と学校が連携して同じ方針で指導をするように心がけた。

*保護者との連絡ノートを通じて、その日の出来事、連絡事項、家庭での様子などをやりとりし、課題(宿題)等が提出できるように努めた。

(イ) 保護者と連携をとりながら、該当生徒の生活状況の把握に努め、学校生活が円滑に過ごせるようにする。そのために、次のようなことを行った。

*授業中だけでなく、休み時間等にも寝ることが目立った時があり昼夜逆転状況が見受けられたため、医療機関には投薬を、校外の適応教室には原因になっているゲーム機等を預かってもらい、できるだけ生活習慣を整えられるように努めた。

*保護者との連絡ノートを通じて、その日の出来事、連絡事項、家庭での様子などをやりとりし、情報交換ができるように努めた。

*保護者と随時面談を実施し、保護者の考え方や方針を知ると同時に学校での該当生徒の状況説明や指導・支援についても理解を求めた。

*教育支援サポーターによる関わり（授業時、放課後、休み時間等）を通して、本人が生活上の課題事項に気づき、どのように改善していけばいいのかについても考えることができるように努めた。

(ウ) 周囲の生徒たちとのコミュニケーションが良好に図れるようになり、本校卒業後の進路先での良好な人間関係が築けるための基盤づくりに努める。そのために、次のようなことを行った。

*原則として、周囲の生徒たちとのコミュニケーション面においては、過度の指導・支援は将来の実社会においてはマイナスとなることも考えられるので、できるだけ自然な状況で関わりをもたせるように、教員や教育支援サポーターは「見守る」方向で支援した。

*教員や教育支援サポーターが該当生徒の言動状況を観察しながら、的確な指示を行えるように心がけ、ひとつひとつに対する具体的な指示の実施、また、ひとつのことにのみ集中し過ぎないように指導・支援を行った。また、学校行事やホームルーム活動等で、該当生徒が周囲の生徒と積極的な関係づくりができにくい状況時には、周囲の生徒にはたらきかけ、コミュニケーションが図れるように努めた。

*該当生徒の話をしっかりと聴くように教師や教育支援サポーターが心がけ、無意味な行動や自傷的な行為に対しては、そのつど指導をした。

*一般の生徒たちに対して、機会あるごとに「一人一人の個性や考え方などの違い」の理解や人権に対する意識・理解の啓発に努めた。

(エ) 該当生徒の進路実現に向けた就労支援に努め、ソーシャルスキルトレーニングを含めた職業指導や就労体験の実施を行う。そのために、次のようなことを行った。

*該当生徒ならびに保護者の進路希望をきちんと受けとめるために、随時面談を行い、希望実現に向けた相談活動の強化に努めた。

*該当生徒ならびに保護者の進路希望をきちんと受けとめ、該当生徒の特性を考慮したうえで、最適な進路先を見つけて進路実現できるような支援に努めた。

*ハローワーク（職業安定所）や県の関係機関へ本校職員を派遣し、就労支援に向けた方策を探った。

*日常の学校生活において、ホームルーム活動や授業等で機会あるごとにソーシャルスキルトレーニングを心がけた指導を行った。

*職業に関する専門科目の授業において、実社会におけるマナーや職業・勤労に関する指導を行うとともに、毎週1回（約6時間）の就労体験を3ヶ月間実施した。また、

夏季休業中に校外の適応教室の指導のもとでの就労体験が実施された。

*進路実現に向けた試験に対応するため、放課後等を利用して補習を実施し、該当生徒の自己効力感を高める指導を行った。

ウ 成果と課題

(ア) 該当生徒の状況については本校の全職員が把握しており、少しでも気になる事象があった場合には関係職員や管理職に情報が入り、早期に対応できる体制ができた。

(イ) 該当生徒が在籍する学級の教科担当者間の連携を図り、各教科指導面で効果的な指導法や支援方策が見つかった時には互いに情報交換を行い、該当生徒の教科指導面に対する興味・関心を高めることにつながった。

(ウ) 保護者や関係機関との連携が図れたことによって、学校のみではなく、該当生徒に関わる関係者が統一的な意識を共有し指導・支援を行うことができた。

(エ) 該当生徒の就労支援に係わる指導・支援については、該当生徒や保護者の進路実現に対する意識も高く、効果的な指導・支援が行うことができた。その結果、本人の希望した進路先に進むことができた。

(オ) 該当生徒がコミュニケーションの力を高められるような指導方針を設定し指導・支援に心がけてきたが、該当生徒にその必要性を十分認識させることができていなかったために、本人の気分による言動が見受けられた。

(カ) 昨年度までと同様の状況で継続した指導・支援を考えていたため、年度当初に、該当生徒の指導方針を決定することができなかった。しかし、本人の状況を随時観察しながら効果的な指導・支援を模索し方針を立てていたため、状況に応じた指導・支援ができたことも確かであった。

(事例2)

イ 指導方針

(ア) 該当生徒は、周囲の言動の意味合い等を把握することが苦手で、コミュニケーションが上手く図れない面が見受けられるので、周囲の言動の意味合いが少しでも理解できるようになり、コミュニケーションが図れるようにする。そのために、次のようなことを行った。

*教員や教育支援サポーターが該当生徒に積極的な話しかけを行ったり、生徒が話しかけてきた時には積極的に会話しながら適切に対応するように心がけ、言葉の意味合いや指示に気付くことができるような指導・支援を行った。また、時には周囲の生徒に会話を広げられるように努め、会話の意味合いの説明や会話内容の行き過ぎ等の注意に努めた。

*教員や教育支援サポーターが該当生徒の言動状況を観察しながら、的確な指示を行えるように心がけ、一つ一つに対する具体的な指示の実施、また、一つのことに集中し過ぎないように指導・支援を行った。また、学校行事やホームルーム活動等で、該当生徒が周囲の生徒と積極的な関係づくりができにくい状況時には、周囲の生徒にはたらきかけ、コミュニケーションが図れるように努めた。

(イ) 授業内容の理解が深まり、興味・意欲等を持って授業に参加し、課題や提出物等が期日までに提出できるような姿勢を身に付けさせる。そのために、次のようなことを行った。

* 該当生徒の教室での座席を教員の目が行き届く範囲（例えば、一番前にするなど）にすることで、細やかな指導・支援が可能となり、授業中の居眠りが少なくなり、集中力が持続するようになるなどの効果があった。

* 教員や教育支援サポーターが該当生徒の授業時の動作状況を見ながら、すべき作業や次の作業への具体的指示を行い、ひとつのことだけに集中しすぎないように指導・支援を行うように努めた。また、授業時の板書の工夫や写す時の指導、教材プリントの工夫などにより、該当生徒が授業内容に少しでも興味・関心・意欲等がもてるような指導・支援を心がけた。

* 該当生徒を放課後等に残して、補習や自主学習を行わせ、課題・宿題を完成させられるような指導・支援に努めた。

* 保護者との連携を強めながら、必要事項や課題等の提出期限の連絡を行い、家庭でも支援・指導をしてもらえるようお願いした。

(ウ) 該当生徒が自分自身を見つめるなかで自己効力感を高め、自己の課題事項を長所面等を活かして解決していけるような力を身につける。そのために、次のようなことを行った。

* 教員が放課後等に該当生徒との面談を行うように心がけ、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れながら、該当生徒が長所面や好ましい言動などを認識できるように心がけた。また、課題事象があった場合には、どのように解決していけばいいのかについて考えることができるよう心がけた。

* カウンセラーや巡回相談員との面談を通して、該当生徒の気持ちや考え方等を把握し、ニーズに応じた支援が行えるように心がけた。

* 保護者や関係機関の相談員等に協力をしてもらいながら、学校だけでなく家庭や他の場面においてもできるだけ共通した指導・支援が行えるように努めた。

* 課題事象や激情するような場面が見受けられた時には、教員や教育支援サポーターが早期に対応していけるような体制をつくり、他の教員や管理職と連携しながら指導・支援していけるような方策を探った。

(エ) 日常の学校生活における各場面を通して、実社会における周囲との関わり方や好ましい言動について考えさせ、将来に活かせることができるように努める。

そのために、上記（ア）とほぼ同様の指導・支援と、次のことを行った。

* 原則として、周囲の生徒たちとのコミュニケーション面においては、過度の指導・支援は将来の実社会においてはマイナスとなることも考えられるので、できるだけ自然な状況で関わりをもたせるように、教員や教育支援サポーターは「見守る」方向で支援した。

(オ) 本校卒業後の進路を考えさせ、できるだけ該当生徒にあった進路実現ができるような方向性が探れるようにしていく。そのため、具体的には次のようなことを行った。

*機会あるごとに該当生徒の進路希望状況を把握するように努め、進路情報を提供するとともに本人の特性にも気づかせられるような指導・支援を心がけた。

*保護者や関係機関の相談員とも連携を図りながら、該当生徒の進路実現に向けた方向性を探るように心がけた。

ウ 成果と課題

(ア) 該当生徒の状況については本校の全職員が把握しており、少しでも気になる事象があった場合には関係職員や管理職に情報が入り、早期に対応できる体制ができた。

(イ) 該当生徒が在籍する学級の教科担当者間の連携を図り、各教科指導面で効果的な指導法や支援方策が見つかった時には互いに情報交換を行い、該当生徒の教科指導面に対する興味・関心等を高めることにつながった。

(ウ) 本年度当初は、保護者・該当生徒が状況認識をしながらも、前向きな姿勢ではなかった面も見受けられたが、巡回相談員の支援もあり医療機関での診断につながった。

その後は、保護者や関係機関との連携が図れたことによって、学校のみではなく、該当生徒に関わる関係者が統一的な意識を共有し指導・支援を行うことができた。

(エ) 該当生徒への自己効力感を高める指導・支援の効果もあってか、勉学に対する意識が高くなり、授業中の指導・支援を前向きに受け入れ、教科指導面では少しずつではあるが、効果的な指導・支援ができた。

(オ) 該当生徒の進路実現に関する情報提供については、本人の特性を少しずつ考えさせながら進路希望を考えるようにさせることができた。

(カ) 該当生徒がコミュニケーションの力を高められるような指導方針を設定し指導・支援に心がけてきたが、周囲の生徒との良好な関係づくりに対する該当生徒のとまどいがあり、前向きな姿勢は見受けられなかった。

(キ) 昨年度までと同様の状況で継続した指導・支援を考えていたため、年度当初に、該当生徒の指導方針を決定することができなかった。しかし、本人の状況を随時観察し、状況に応じた指導・支援ができた。

(事例3)

イ 指導方針

(ア) 該当生徒は、周囲の言動の意味合い等を把握することが苦手で、コミュニケーションが上手くできない面が見受けられる。そのために、次のようなことを行った。

*コミュニケーションをとる時には、① 今話せる時かどうか確認する ② 何について話しているか確認する ③ 大切なことは紙に書く ということを基本とした。

本人の話には前置きがなく、話題もすぐ変わるため、想像力で補わないと理解できない時もあり、暗黙の了解というものがないので、分かっていると思うことも全く通じていないということがある。そのため、話の途中で、「今何について話していますか。」「それは…ということですか。」「…の話に戻して下さい。」などを確認しながら会話を進めるようにした。

*教員や教育支援サポーターが該当生徒に積極的な話しかけを行ったり、生徒が話し

かけてきた時には積極的に会話しながら適切に対応するように心がけ、言葉の意味合いや指示に気づくことができるような指導・支援を行った。また、時には周囲の生徒に会話を広げられるように努め、会話の意味合いの説明や会話内容の行き過ぎ等の注意に努めた。

* 教員や教育支援サポーターが該当生徒の言動状況を観察しながら、的確な指示を行えるように心がけ、一つ一つに対する具体的な指示の実施、また、一つのことに集中し過ぎないように指導・支援を行った。また、学校行事やホームルーム活動等で、該当生徒が周囲の生徒と積極的な関係づくりができていく状況時には、周囲の生徒にはたらきかけ、コミュニケーションが図れるように努めた。

(イ) こだわり等により生じる情緒の不安定さを、できるだけ自らの意志で安定させる方向に導くようにする。そのために、次のようなことを行った。

* こだわりの原因となるモノをできるだけ取り除くために、家庭とも連携しながら、学校内では気にならないように、家庭に置いておくようにした。

* こだわりに関する事象をできるだけ避けるように工夫し、授業等でも教員が配慮しながら指導・支援を行った。

* 情緒不安定になりそうな時には、本人が自ら教室から別室（保健室等）に行き、落ち着けるような体制をとれるようにした。

* 教員が意図的にこだわりに関する事象を感じさせ、大きなパニックになる前に対処できる工夫を行い、それを本人にも自覚させるように指導・支援するように心がけた。

* 機会あるごとに、ソーシャルストーリー等の方法を取り入れながら、こだわりに関する事象や情緒の安定に関する指導・支援を行い、自らの意志でコントロールできるような工夫を行った。

(ウ) 授業内容の理解が深まり、興味・意欲等を持って授業に参加し、課題や提出物等が期日までに提出できるような姿勢を身につけさせる。そのために、次のようなことを行った。

* 教員や教育支援サポーターが該当生徒の授業時の動作状況を見ながら、すべき作業や次の作業への具体的な指示を行い、一つのことだけに集中しすぎないように指導・支援を行うように努めた。また、授業時の板書の工夫や写す時の指導、教材プリントの工夫などにより、該当生徒が授業内容に少しでも興味・関心・意欲等がもてるような指導・支援を心がけた。

* 保護者との連携を強めながら、必要事項や課題等の提出期限の連絡を行い、家庭でも支援・指導をしてもらえるようお願いした。

(エ) 該当生徒が自分自身を見つめるなかで自己効力感を高め、長所面等を活かして自己の課題事項を解決していけるような力を身につける。そのために、次のようなことを行った。

* 教員が放課後等に該当生徒との面談を行うように心がけ、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れながら、該当生徒が長所面や好ましい言動などを認識できるように心がけた。また、課題事象があった場合には、どのように解決していけば良い

のかについて考えることができるよう心がけた。

また、日常の面談を通して、該当生徒の気持ちや考え方を把握し、ニーズに応じた支援が行えるように心がけた。

*保護者や関係機関の相談員等に協力をしてもらいながら、学校だけでなく家庭や他の場面においてもできるだけ共通した指導・支援が行えるように努めた。

*課題事象等の場面が見受けられた時には、教員や教育支援サポーターが早期に対応していけるような体制をつくり、他の教員や管理職と連携しながら指導・支援していけるような方策を探った。

(オ) 日常の学校生活における各場面を通して、実社会における周囲との関わり方や好ましい言動について考えさせ、将来に活かすことができるように努める。

そのために、上記(ア)とほぼ同様の指導・支援と、次のことを行った。

*原則として、周囲の生徒たちとのコミュニケーション面においては、過度の指導・支援は将来の実社会においてはマイナスとなることも考えられるので、できるだけ自然な状況で関わりをもたせるように、教員や教育支援サポーターは「見守る」方向で支援した。

(カ) 本校卒業後の進路を考えさせ、できるだけ該当生徒にあった進路実現ができるような方向性が探れるようにしていく。そのため、具体的には次のようなことを行った。

*機会あるごとに該当生徒の進路希望状況を把握するように努め、進路情報を提供するとともに本人の特性にも気づかせられるような指導・支援を心がけた。

*保護者や関係機関の相談員とも連携を図りながら、該当生徒の進路実現に向けた方向性を探るよう心がけた。

ウ 成果と課題

(ア) 該当生徒は、本校入学時から中学校との連携で状況把握ができていたので、全職員が状況を把握し、さまざまな面での指導・支援や対応ができた。しかし、事前に詳細に把握しておかなければならない事項や移行支援計画が中学校から情報提供されなかったために、入学後に本校職員が戸惑う面もあった。

(イ) 該当生徒の状況については本校の全職員が把握しており、少しでも気になる事象があった場合には関係職員や管理職に情報が入り、早期に対応できる体制ができた。

(ウ) 該当生徒が在籍する学級の教科担当者間の連携を図り、各教科指導面で効果的な指導法や支援方策が見つかった時には互いに情報交換を行い、該当生徒の教科指導面に対する興味・関心等を高めることにつながった。

(エ) 該当生徒への自己効力感を高める指導・支援の効果もあってか、勉学に対する意識が高くなり、授業中の指導・支援を前向きに受け入れ、教科指導面では少しずつではあるが、効果的な指導・支援ができた。

(オ) 該当生徒の進路実現に関する情報提供については、本人の特性を少しずつ考えさせながら進路希望を考えるようにさせることができた。

(カ) 該当生徒がコミュニケーションの力を高められるような指導方針を設定し指導・支援に心がけてきた結果、周囲の生徒との良好な関係づくりに一定の成果はあった。し

かし、本人の特性上の課題やとまどいから、自らの判断で一人になることも多かった。
(キ) 保護者や関係機関との連携を図り、関係者会議がもてたことで、学校のみではなく、
該当生徒に関わる関係者が統一的な意識を共有し指導・支援を行うことができた。

(2) 発達障害のある生徒に対する授業やテストにおける評価方法等の工夫

「どの子にもわかる指導・支援」を目指して、在籍する発達障害の生徒を含めた全ての生徒を対象にティームティーチング・習熟度別学習などの学習形態を取り入れ、授業指導等を実施してはいるが、個々のニーズに応じた指導法や授業研究、評価方法などについては十分ではなく、各担当教員がそれぞれ個々に考えながら手探りの指導をしている状況である。また、公開授業週間により教員相互の授業観察や各教科による授業の検証、職員会議での報告会を実施したものの、まだ、実効あるものにはなっておらず、今後は各教科内での情報交換や研修、研究推進等をさらに進めながら、より効果的な指導・支援等を考えていく必要がある。

ア 授業の際の配慮事項等

- (ア) 本校は総合学科であるため、生徒の興味・関心、進路希望に応じた系列、科目選択が行えるため、該当生徒の希望に応じた学習ができた。
- (イ) 在籍する発達障害の生徒を含めた全ての生徒を対象に、可能な限りティームティーチングや習熟度別学習などの学習形態を取り入れ、効果的な授業指導が行えるようにした。
- (ウ) 教育支援サポーターを活用し、在籍する発達障害の生徒を含めた全ての生徒を対象に授業時のサポート（板書事項の不足事項の補助、机間巡視時や練習問題解答時の個別的な指導、授業中の態度への指導・支援など）を実施した。
- (エ) 該当生徒が在籍する学級の教科担当者間の連携を図り、各教科の指導面で効果的な指導法や支援方策が見つかった時には互いに情報交換を行い、該当生徒の教科指導面に対する興味・関心を高めることにつながった。
- (オ) 該当生徒の教室での座席を教師の目が行きとどく範囲（例えば、一番前の席）にすることで、細やかな指導・支援が可能となり、授業中の居眠りが少なくなり、集中が持続するようになるなどの効果があった。
- (カ) 教員や教育支援サポーターが該当生徒の授業時の動作状況を見ながら、するべき作業や次の作業への具体的指示を行い、一つのことだけに集中しすぎないように指導・支援を行うように努めた。また、授業時の板書の工夫や写す時の指導、教材プリントの工夫などにより、該当生徒が授業内容に少しでも興味・関心・意欲等がもてるような指導・支援を心がけた。

なお、本校の特別支援教育のスタンスである「どの子にもわかる指導・支援」のもと、発達障害のある生徒に対してのみの指導・支援とは捉えず、次のことにも心がけた。

*教育支援サポーターに授業支援をしてもらうことにより、授業時間中の姿勢・態度等の改善や板書事項が全て写せない時の補写、個別指導の補助等が可能となった。

*板書事項が全て写せないこともあるので、教科担当者が事前に色チョークの部分のみ写すことを指示した。

*板書事項や指導（単元）内容に関するプリントを教科担当者が用意し、該当生徒の不得意な面を補えるような工夫を心がけた。

*授業時の指示を一つ一つの確に出せるように心がけ、学級の状況観察を行いながら進めていけるよう心がけた。

*該当生徒のこだわりを解消するために、筆記用具の使い方の工夫等に心がけた。

*視聴覚教材（絵や図、VTR等）を用いて、教科内容が理解しやすくなるような指導を心がけた。

(ク) 該当生徒を放課後等に残して、補習や自主学習を行わせ、課題・宿題を完成させられるような指導・支援に努めた。

(ケ) 保護者との連携を強めながら、必要事項や課題等の提出期限の連絡を行い、家庭でも支援・指導をしてもらえるようお願いした。

イ テストにおける配慮事項等

原則として、時間延長や補助員の配置による音読や書き写し、別形式の問題用紙・解答用紙の活用など特別な配慮はしない方針をとった。しかし、考査に向けての日常の指導・支援を重視し、該当生徒が少しでも自信をもって考査等にのぞめる方向性で指導・支援を行った。

(ア) 指導・支援の一方法として、保護者との連携のもとで、定期考査や日常の小テスト、確認テストなどに向けての学習については、該当生徒が「甘え」や「何とかしてもらえ」という考え方をもち、自己責任」という意識をもち、責任をもち、むしろ意欲的に学習させる方向で家庭と学校が連携して指導する方向性をとった。

(イ) 考査前には放課後等に教室を確保して、補習や自己学習の時間の設定を行い、学習環境の整備に努力した。

(ウ) 教育支援サポーターによる授業時の支援や放課後等の補習での支援などを行い、該当生徒のニーズに応じた支援ができるように心がけた。

(エ) 該当生徒のなかには、本が好きで考査前でも夜を徹して読書をするというこだわりをもつ生徒もいたため、保護者との連携のもと本校の図書館や地域の図書館での考査前の貸し出しの中止をした。

(オ) 考査前に、考査に関するポイントや具体的な指示を全生徒に行い、該当生徒にも理解ができたか否かの確認を行うように心がけた。

ウ 評価における配慮事項等

評価方法に関する研究を推進し、研究成果に即した指導・支援を行わなければならないことを認識しながら進めてはいるが、1年次は、教科内での検討を行い全職員間での報告会が実施できたのみであった。（2年次は、報告用紙に記入。）

ただし、やはり高等学校は義務教育ではないので、一般生徒と区別をし特別に配慮するという評価はしにくい面があり、評価につながる項目や観点等にかかわる事項を

中心に配慮し指導・支援を行った。

評価を行うにあたっては、以前のような定期考査の結果を重視した評価方法ではなく、観点別評価を取り入れて総合的に評価した。なお、次のようなことを実施することで、日常の評価に加味していけるようにした。

- (ア) 範囲が広い定期考査につなげるために、授業時の小テストを実施した。
- (イ) 授業時の発問を増やしたり、生徒間での話し合い形式を取り入れるなかで、意欲を高めるように心がけた。
- (ウ) 日常の宿題・課題等を数多く与えるように心がけ、提出については期限設定をしてはいるが、一定の配慮をすることもあった。
- (エ) 宿題・課題等が、家庭学習ではできないと思われた時には、該当生徒を放課後等に残して、補習や自主学習を行わせ、課題・宿題を完成させられるような指導・支援に努めた。
- (オ) 保護者とほぼ毎日、連絡ノートや電話等によって必要事項や課題等の提出期限の連絡を行い、家庭でも指導・支援をしてもらうようお願いした。

エ 成果と課題

- (ア) 本事業によって、職員の発達障害に対する理解が一定進んだこともあり、評価の面においても従来の評価方法を見直し、一人一人の生徒の良い面や評価できる事項を考慮しながら、これまで以上に総合的な観点で評価ができるようになった。
- (イ) 該当生徒に対しては、日常の細やかな指導を心がけるとともに、評価につながる課題や提出物については指示回数を細やかにする等の工夫を心がけ、好ましい評価につなげることができた。
- (ウ) 十分ではなかったものの、各教科内において評価に関する話し合いも行われるようになり、発達障害のある生徒に限らず全ての生徒に対する評価方法についても考えることができた。
- (エ) 評価を行うにあたっては、以前のように定期考査の結果を重視した評価方法ではなく、観点別評価を取り入れて総合的に評価するようになった。
- (オ) 評価方法に関する研究を推進し検討をしてきたが、やはり評価にいたるまでの指導・支援が重要であるとの観点から、日常の学習に関する指導・支援の取組に重点をおいたため、評価に関する研究推進は十分ではなかった。
- (カ) 高等学校は義務教育ではないので、発達障害のある生徒を一般生徒と区別し、特別に配慮するという評価はしにくい面があり、今後は一般生徒との係わりも含め考察していく必要があると思われる。

(3) 発達障害のある生徒に対する就労支援

平成19年度は、本事業の初年度でもあったので、職員への高等学校における就労支援の重要性を理解してもらうための研修を実施しながら、在籍する発達障害のある生徒への就労支援や研究推進を進めた。

平成20年度は、19年度の職員への研修を基にして、さらに理解を深めるための研修を実施するとともに、在籍する発達障害のある生徒への進路指導、就労支援や研

究推進に努めた。

ア 支援の方策と内容

本校卒業後、社会生活に適応し自立した生活ができるように自己の進路を考えさせるなかで、できるだけ該当生徒の進路希望に沿った方向を模索しながら、本人の特性にあった進路実現ができるようにしていく。

そのために、適切な進路情報の提供やソーシャルスキルトレーニングを含めた職業指導や就労体験の実施を行った。

- (ア) 機会あるごとに該当生徒の進路希望状況を把握するように努め、進路情報を提供するとともに本人の特性にも気づかせられるような指導・支援を心がけた。
- (イ) 該当生徒ならびに保護者の進路希望をきちんと受けとめるために、随時面談を行い希望実現に向けた相談活動の強化に努めた。
- (ウ) 保護者や関係機関の相談員とも連携を図りながら、該当生徒の進路実現に向けた方向性を探るように心がけた。
- (エ) 該当生徒ならびに保護者の進路希望をきちんと受けとめ、該当生徒の特性を考慮したうえで、最適な進路先を見つけて進路実現が達成できるような支援に努めた。
- (オ) ハローワーク（職業安定所）や県の関係機関へ本校職員を派遣し、就労支援に向けた方策を探った。
- (カ) 本校職員による企業訪問時に、発達障害者雇用・障害者雇用に関する聴き取りを行い、生徒の就労支援に活かせる情報を収集するとともに、企業への発達障害理解への啓発につながる取組を実施した。
- (キ) 日常の学校生活において、ホームルーム活動や授業等で機会あるごとにソーシャルスキルトレーニングを心がけて指導を行った。
- (ク) 職業に関する専門科目の授業において、実社会におけるマナーや職業・勤労に関する指導を行った。
- (ケ) 職業に関する専門科目の授業において、3ヶ月間毎週1回（約6時間）の就労体験や職業に関する実習を実施した。
- (コ) 夏季休業中に本校と連携している校外の適応教室の指導のもとでの就労体験が実施された。
- (サ) 該当生徒に対する社会的体験や勤労体験の必要性や重要性を考え、保護者とも連携しながら、長期休業中のアルバイト体験をさせた。
- (シ) 進路実現に向けた試験に対応するため、放課後等を利用して補習を実施し該当生徒の自己効力感を高める指導を行った。
- (ス) 職員に高等学校における就労支援の重要性を理解してもらうための研修を実施したことで、発達障害のある生徒への指導・支援が効果的なものになった。

職員への研修は、次のような内容を中心に実施した。

* 日常の学校生活で実施できるソーシャルスキルトレーニングについての外部講師（専門家）による研修

* 発達障害者雇用の現状と課題に関して、外部講師（専門家）や発達障害のある当事

者による研修

*障害者雇用の実情を把握し、生徒の進路指導につなげるための企業視察研修

イ 成果と課題

- (ア) 該当生徒の進路実現に関する情報提供については、本人の特性を少しずつ考えさせながら進路希望を考えるようにすることができた。
- (イ) 日常の学校生活において、該当生徒を含む全ての生徒に対して進路意識を高揚させられるような指導・支援に心がけ、自己に適した進路を考えさせられるようになった。
- (ウ) 該当生徒の進路実現に向けて、早い時点から関係機関との連携に取り組み、生徒の進路実現に向けた効果的な指導・支援ができた。
- (エ) 専門教科における職業指導や就労体験の実施により、職業や勤労に対する意識づけができ、ビジネスマナーに関する基本的な知識や技能も少しではあるが身に付けさせることができた。
- (オ) 長期休業中のアルバイト体験によって、社会的なスキルを身に付けさせることができた。また、各種の職業の相違や本人の特性との適合性についても考えさせることができた。さらに、アルバイト体験実施に向けて、保護者や関係機関との連携が図れたことも良かった。
- (カ) 該当生徒の就労支援に係わる指導・支援については、該当生徒や保護者の進路実現に対する意識も高く、効果的な指導・支援が行うことができた。その結果、本人の希望した進路先に進むことができた。
- (キ) 本校職員による企業訪問時の発達障害者雇用・障害者雇用の聴き取りは、該当生徒の就労に向けた効果的な取組になったとともに、企業の対する発達障害理解の啓発にもつながった。
- (ク) 早い時期からの進路情報の提供と生徒の進路希望の把握に努めるとともに、該当生徒を含む全ての生徒に対して自己の特性を考えさせながら進路実現を目指す指導・支援に心がけるべきであった。
- (ケ) 該当生徒の進路希望や本人の特性を考えながら、早い時期から計画的にソーシャルスキルトレーニングを含めた進路指導（就労支援）に取り組む必要があった。
- (コ) 該当生徒に直接関わっている教員は、きちんとした意識をもって生徒の進路指導（就労支援）の指導・支援を心がけ取り組めた。また、職員に対する研修によって、意識の高揚や一定の理解は図られたが、今後も計画的・継続的に職員研修等が必要であると思われる。

(4) 一般の生徒に対する理解推進等の指導の在り方

現在、多くの高校生は発達障害や特別支援教育に関する認識がほとんどなく、「発達障害」や「特別支援教育」という言葉の意味理解から始め、意識付けをすることが大切であると考えた。そこで、平成19年度は、性急に理解や関心の深まりを求めるのではなく、「発達障害」や「特別支援教育」の基本的な理解と意識付けを中心として取り組む、平成20年度は、発達障害理解をさらに深めていった。

ア 指導の工夫と取組

○平成19年度

(ア) 啓發文書「みんなちがってみんないい」の配布。

特別支援教育コーディネーターが作成した啓發文書「みんなちがってみんないい」を発行し、一般生徒への意識付けと理解に向けた取組を行った。

* 夏季休業期間前に、「みんなちがってみんないい」を発行し、「人はそれぞれ異なった特性等があり、お互いがそのことを考え理解し合うことが大切」である旨の文書を作成し全校生徒、保護者向けに配布した。初回には、「発達障害」や「特別支援教育」という言葉にはふれずに、人の持つそれぞれの特性理解に関する文書を掲載した。

* 全校生徒対象の研修会（講演会）の実施後、全校生徒、保護者向けに「みんなちがってみんないい」を発行し、講演内容を深めてもらえるような内容や本事業内容、生徒相談の対応に関する文書を掲載し配布した。

* 冬季休業期間明け後には「発達障害」の理解や特性に関する内容の文書を掲載した「みんなちがってみんないい」を全校生徒、保護者向けに発行した。

(イ) 全校生徒対象の研修会（講演会）の実施。

* 平成19年12月17日

講 師：滋賀大学教育学部教授 白石恵理子 先生

演 題：「人はそれぞれ ～ いろいろな人の特性を理解しよう ～」

* 講演後、全校生徒に感想・意見等を書かせた。

* 生徒向けの講演会では、事前に講師に講演の話のなかで「発達障害」や「特別支援教育」の言葉の意味の説明をしてもらうように依頼し、基礎的な理解ができるような内容で講話をしていただいた。

○平成20年度

(ア) 啓發文書「みんなちがってみんないい」の配布。

特別支援教育コーディネーターが作成した啓發文書「みんなちがってみんないい」を発行し、一般生徒への意識付けと理解に向けた取組を行った。

* 7月初旬に、「みんなちがってみんないい」を発行し、「人はそれぞれ異なった特性等があり、お互いがそのことを考え理解し合うことが大切」である旨の文書を作成し全校生徒、保護者向けに配布した。第1学年生徒のことも考え、「発達障害」や「特別支援教育」という言葉にはふれずに、人の持つそれぞれの特性理解に関する文書を掲載した。

* 1年生対象の研修会後に、1年生生徒、保護者向けに「みんなちがってみんないい」を発行し、発達障害理解に関する基礎的な内容を掲載し配布した。

* 全校生徒対象の研修会（講演会）の実施後、全校生徒、保護者向けに「みんなちがってみんないい」を発行し、講演内容を深めてもらえるような内容や本事業内容、生徒相談の対応に関する文書を掲載し配布した。

* 各長期休業前に「発達障害」の理解や特性に関する内容の文書を掲載した「みんなちがってみんないい」を全校生徒、保護者向けに発行した。

(イ) 生徒対象の研修会（講演会）の実施。

*第1学年生徒対象の研修会実施（7月11日）

講師：特別支援教育コーディネーター

演題：「みんなちがってみんないい」

パワーポイントや体験的指導を入れ、発達障害、特別支援教育の基礎的な研修会を実施

*全校生徒対象の研修会実施（7月15日）

講師：滋賀大学教育学部教授 白石恵理子 先生

演題：「発達障害を理解しよう」

事例をあげて障害特性や支援方法等を話していただき、理解につながる講話をしていただいた。

・講演後、全校生徒に感想・意見等を書かせた。

イ 成果と課題

(ア) 多くの高校生が発達障害や特別支援教育に関する認識がほとんどない状況のなか、きちんとした理解や意識付けができるか否かが不安ではあったが、一定の理解と意識付けは行えたと思われる。その成果として、該当生徒への生徒間でのからかいが減少したり、学校行事等で学年を超えた取組の際の生徒間での理解に基づいた協力等ができた。

(イ) 啓発文書と研修会（講演会）をうまく組み合わせることによって、自然な形で言葉理解や意識付け、発達障害理解へとつながることができた。

(ウ) 研修会（講演会）の講師の先生の講話内容が生徒に関心を持たせ、意識、理解につながる内容であったので、生徒の理解や意識付けが少し深まったと思われる。

(エ) 発達障害のある生徒も一緒に聞いているなかでの研修会（講演会）であったので、人権教育の面からの懸念も少しあったが、心配する事象もなく多くの生徒の理解の推進につながったと思われる。

(オ) 啓発文書の発行が少なかったように思われるので、社会的な認識を広げ深めていくためにも、もう少し発行回数を増やすことが必要であった。

(カ) 一般生徒への啓発・研修等については、本年度の取組を継続・発展させていけるように考え、今後も発達障害や特別支援教育に関して多くの人たちに関心等を持ってもらえるよう、啓発・研修等を実施していく必要があると思われる。

(5) 教職員や保護者の研修等

ア 研修会開催の回数・時期・研修内容等

(ア) 専門家や外部講師等による校内研修会の実施

①教職員向け校内研修会（各年次 年4回実施）

*平成19年6月29日

内容：「発達障害の子どもたちへの具体的な支援方法と指導方法について」

講師：特別支援教育士 藤庭真也 先生（ステージルーム スクエア 主幹）

参加者：本校職員 38 名

*平成19年8月31日

内 容：「発達障害の支援について」

講 師：滋賀大学教育学部教授 黒田吉孝 先生

参加者：本校職員 33 名 、 校外参加者 12 名 計 45 名

*平成19年10月5日

内 容：「ソーシャルスキルトレーニング (SST) について」

講 師：特別支援教育士 藤庭真也 先生 (ステイアールーム スクエア 主幹)

参加者：本校職員 42 名 、 校外参加者 7 名 計 49 名

*平成19年12月12日

内 容：「すべては理解からはじまる — 発達が遅れているのではなく、
異なっているということ —」

講 師：川崎医療福祉大学 特任教授 佐々木正美 先生

参加者：本校職員 43 名 、 校外参加者 32 名 計 75 名

*平成20年 6月19日

内 容：「発達障害のある生徒への効果的な授業方法について — 教科指
導面での工夫・改善 —」

講 師：京都教育大学教育学部 准教授 佐藤克敏 先生

参加者：本校職員 37 名 、 校外参加者 14 名 計 51 名

*平成20年 7月14日

内 容：「滋賀県の障害者雇用の状況・課題、制度面等」

講 師：滋賀障害者職業センター 主任カウンセラー 藤村真樹 先生

内 容：「体験にもとづく就労支援の課題等」

講 師：発達障害当事者 Sさんご夫妻

参加者：本校職員 34 名 、 校外参加者 32 名 計 66 名

*平成20年 9月29日

内 容：「発達障害支援における就労支援の現状と課題」

講 師：宇都宮大学教育学部 教授 梅永雄二 先生

参加者：本校職員 34 名 、 校外参加者 35 名 計 69 名

*平成20年12月17日

内 容：広汎性発達障害の理解と支援

講 師：川崎医療福祉大学 特任教授 佐々木正美 先生

参加者：本校職員 33 名 、 校外参加者 44 名 計 77 名

②本校職員による先進校等視察

*平成19年12月11日 愛知県犬山市立犬山北小学校 (本校職員 3名)

*平成20年 1月 8日 福島県立川俣高等学校 (本校職員 2名)

*平成20年 1月11日 長崎県大村市立郡中学校 (本校職員 2名)

*平成20年 2月 5日 大阪府高槻市立五領小学校 (本校職員 3名)

*平成20年11月27日 京都府立朱雀高等学校 (本校職員2名)

*平成20年12月9日 大阪府立枚方なぎさ高等学校 (本校職員2名)

*平成20年12月11日 兵庫県神戸市立本山中学校 (本校職員3名)

*平成20年12月10日 静岡県藤枝市立藤枝小学校 (本校職員2名)

*平成20年12月11日 静岡県三島市立北中学校 (本校職員2名)

③本校職員の校外(外部)での研修に対する派遣

*県総合教育センターの研修をはじめ、市町等主催や各種団体主催の研修会に随時派遣をし研修を受講した。

④本校職員への理解を深めるための啓発資料の発行

*各研修会の前および2ヶ月に1回程度、「特別支援教育だより(ひとりひとりが輝けるために)」を発行し、啓発を行った。

⑤保護者および教職員対象の校内研修会

*平成20年2月15日

内 容:「発達障害の理解について」

講 師:滋賀県立大学人間文化学部教授 那須光章 先生

参加者:保護者および本校職員 35名

*平成20年6月14日

内 容:「発達障害のある子どもをもつ保護者からのメッセージ」

講 師:NPO法人 たんぽぽ 理事長 福永 ナナ子 先生

参加者:保護者および本校職員 89名

⑥保護者への理解を深めるための啓発資料の発行

啓發文書「みんなちがってみんないい」(生徒・保護者対象)を作成し、全保護者へ生徒を通じて配布。(各年次 年4回程度)

イ 成果と課題

(ア) 教職員向け研修について

*過去2年間の県の「特別支援教育体制推進事業」の指定から特別支援教育に本格的に取り組み始め、本年度の研修事業によって、発達障害や特別支援教育に対する理解・関心・意識はかなり高揚してきた。

*まだまだ暗中模索で戸惑いながらの取組であったので、研修会が系統・段階的な研修内容になったとは十分言いきれなかった面もあった。

*近隣の保・幼・小・中の各校園や県内の高校、関係機関等に研修会の案内を行い、多数参加してもらえたことによって、連携を深めるきっかけとなった。

*特別支援教育コーディネーターによる「特別支援教育だより(ひとりひとりが輝けるために)」で、日常の生徒への指導・支援の参考になる文書を掲載し発行、啓発を行ったことにより、職員の理解や意識の高揚につながった。

*今後は、継続的、発展的に研修を重ね、さらなる理解・関心・意識の高揚を図り、なかでも教員の本務である教科指導面の工夫や改善(授業改善)、高校段階で必要と思われる社会適応にもかかわる就労支援面での研修が必要であると考えられる。

(イ) 保護者向け研修会について

*本事業から取り組んだことなので、保護者が発達障害や特別支援教育に関する認識があるか否かをほとんど知らない状況ではあったが、一定の理解と意識付けにつながったのではないかとと思われる。

*啓發文書と研修会（講演会）をうまく組み合わせることによって、自然な形で言葉の意味理解や意識付け、発達障害理解へとつなげることができたと思われる。

*1年次の研修会については、実施期日等を含めて、多くの保護者に参加してもらえなかった面もあった。2年次は、PTA総会時に実施し参加者も増えたが、社会的な認識を広げ深めていくためにも、今後も実施期日等の検討が必要である。

*保護者の関心等の考察から、社会的に発達障害に対する理解が浸透していないことがわかり、仕方がない面もあるが他人事のような捉え方になっている面が伺えた。

*保護者への啓発・研修等については、本年度の取組を継続・発展させていけるように考慮し、今後も発達障害や特別支援教育に関して多くの人たちに関心等を持ってもらうために、啓発・研修会等を実施していく必要があると思われる。

(6) その他の支援に関する工夫

(ア) 教育支援サポーターによる授業時や放課後、休み時間等の支援や関わりを通して本人が生活上の課題事項に気づき、どのように改善していけばいいのかについても考えさせられるように努めた。

(イ) 前述したことも関わりますが、診断が確定している生徒については医療機関や関係機関保護者と連携し情報交換を行いながら、担任やコーディネーターを中心にして、日常の学校生活での支援・指導を実施している。また、教科指導、生徒指導、進路指導の各面については、教科担当者会議や各種会議、職員会議等を通じて生徒の状況や医療機関および関係機関との連携から得た情報を報告し、全職員が情報を共有しながら適切な支援・指導が行えるように努めている。

(ウ) 実態把握により明らかになってきた生徒に対しては、現在、保護者等の理解が得られるように連携をとっている段階である。理解・了解が得られた後は、医療機関等での受診を経て、相互に情報交換をしながら指導・支援方法を考えて行く予定である。

(エ) 発達障害のある生徒への指導・支援はもちろんであるが、その保護者へのケアも必要であると考えているので、保護者との面談を行いながら保護者の状況や心情などの理解に努めている。

(オ) 生徒の状況に対して、保護者が理解をしておられない場合には、本人の学校生活における良い面や行動等を連絡するなど、学校との信頼関係を築くことを中心にした取組を進め、そのなかで生徒の状況を説明し情報を共有しながら少しでも理解をしてもらえるよう進めている。

(カ) 個別の指導計画の作成はできているが、個別の教育支援計画については、家庭や専門機関との連絡や連携から得た情報をもとに、今後も本校としてできる範囲で作成していく方向である。

2 研究の方法

(1) 研究委員会の設置

ア 構成

NO	所 属 ・ 職 名	備 考
1	滋賀県立日野高等学校 ・ 校 長	
2	〃 ・ 教 頭	
3	〃 ・ 事務長	
4	〃 ・ 教諭（人権健康課主任）	
5	〃 ・ 教諭（教育相談担当）	
6	〃 ・ 教諭（生徒支援加配）	
7	〃 ・ 養護教諭	
8	〃 ・ 教諭（第一学年代表）	
9	〃 ・ 教諭（第二学年代表）	
10	〃 ・ 教諭（第三学年代表）	
11	〃 ・ 教諭（教務課代表）	
12	〃 ・ 教諭（生徒課代表）	
13	〃 ・ 教諭（進路課代表）	
14	〃 ・ 臨時講師 （特別支援教育担当）	平成20年度のみ
15	〃 ・ 教諭 （特別支援教育コーディネーター）	
	その他、検討事項に必要な関係職員	オブザーバー

イ 委員会開催回数・検討内容

(ア) 第1回研究推進委員会（平成19年4月24日）

- *検討内容 ①本事業の本校における具体的な計画・内容の検討
②研究推進委員会の体制と役割分担

(イ) 第2回研究推進委員会（平成19年5月21日）

- *検討内容 ①本事業の本校における具体的な計画・内容の検討

(ウ) 第3回研究推進委員会（平成19年6月19日）

- *検討内容 ①「特別支援教育に係わる調査」について
② 就労支援に関する事業について
③ 一般の生徒向け研修会について
④ 先進校等の視察について
⑤ その他（連絡事項等）

(エ) 第4回研究推進委員会（平成19年9月14日）

- *検討内容 ①「特別支援教育に係わる調査」の結果について
② 先進校視察について

(オ) 第5回研究推進委員会（平成19年10月18日）

- * 検討内容
 - ① 1, 2年の「特別支援教育に係わる生徒の状況」
 - ② 先進校視察について
 - ③ 就労支援に係る視察・研修について
 - ④ 生徒向け講演会（研修会）

(カ) 第6回研究推進委員会（平成20年2月27日）

- * 検討内容
 - ① 平成19年度事業実施に関する反省事項
 - ② 平成20年度の事業実施計画、予算について
 - ③ 先進校視察報告
 - ④ その他

(キ) 臨時研究推進委員会（各研修会の後）

- * 検討内容
 - ① 研修会の内容について
 - ② その他

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名や個別の教育支援計画の策定等具体的な方策

(ア) 特別支援教育コーディネーターの指名について

特別支援教育コーディネーターの指名は、校長の指名により決定している。

県の特別支援教育コーディネーター研修を受講した者を指名し、保健主事、教育相談担当も兼ねている。また、平成19年度は生徒支援加配（兼：教育相談担当）教員が県の特別支援教育コーディネーター研修を受講した。

なお、特別支援教育コーディネーターは、本事業の推進を中心にしながらも、該当生徒への対応や特別支援教育に関する諸事業の推進に向けて、校内委員会が推進母体となり次のような事項に取り組んでいる。

- ①特別支援教育の推進・啓発
- ②学年・学級担任、教科担任、保護者等との連携や助言、相談
- ③個別生徒支援に関して、支援が必要と思われる生徒への面談や具体的支援
- ④巡回相談、教育支援サポーターとの連携
- ⑤特別支援教育体制作りの検討
- ⑥「特別支援教育にかかわる調査」を実施し、支援を要する生徒の実態把握
- ⑦関係機関・専門機関等との連携協力
- ⑧各種関係研修会への参加・受講ならびに職員への案内等。

(イ) 個別の教育支援計画の策定等について

「個別の指導計画の作成」については、平成20年度に様式を整え策定をしている。しかし、「個別の教育支援計画の策定」に関しては、本校として取り組める範囲で進めてはいるが、まだ十分ではなく、策定に向けて現在検討中である。

本事業の1年次は、本校独自の記録形式で特別支援教育コーディネーターや該当学年で該当生徒の学校生活での状況についての記録（下に記載事項）は残しているが、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」とはいえない状況であった。そのため、研究推進委員会のなかに検討する小部会を設置し策定に向けて検討した結果、平成20年度からは「個別の指導計画」の様式を整え作成している。

- 「個別の指導計画」を作成するまでの学校独自の記録形式の記載事項
 - ・学年、組、氏名、家族構成、本校入学前までの状況（把握できる範囲）

- ・学習面の状況、生活・行動面、人間関係面の状況（学校で支援した内容）
- ・学校生活上の特徴的な事項（　　　　　〃　　　　　）
- ・保護者からの相談事項、関係機関からの情報 など

○平成20年度より作成している「個別の指導計画」の様式は、「報告集」にひな型が掲載されているので、参照してほしい。

*現在検討中の「個別の教育支援計画」が実際に作成できた際には、次のような活用を考えている。

①個別の教育支援計画にもとづき、本校の日々の教育活動をとおして支援していく。また、同時に保護者とも連携をとりながら、家庭での支援をしてもらう。

②個別の教育支援計画をもとに支援してきた結果の記録を、該当生徒の進路決定先に必要であれば連絡・引継を行い、今後の支援方法の参考としてもらう。

（進路先への連絡・引継については、本人・保護者の了解が必ず必要であり、議論する必要があると思われる。）

エ 成果と課題

(ア) 研究委員会について

*計画当初は、月1回の委員会を開催予定していたが、校務の関係上きちんと開催できなかったため、必要事項のみの検討になった。

*委員会のなかに担当別の小部会を設置し、業務分担と研究推進を図ったが1年次は、暗中模索状態でうまく機能しなかった面が見受けられた。2年次は、改善や進展があったものの、具体的な事業遂行上で若干機能しにくい面が見受けられた。

*研究委員会と校内委員会との関連性や分担の面で、少し重複したり連携がとれなかった面も見受けられた。

*委員構成が校内職員だけであったので、スムーズに研究推進が行えた面がある一方、客観的観点に立った事業・研究推進にならなかった面もあったと考えられる。

*研究委員が、校内の各分掌代表であり、それぞれが意識をもって本事業の研究推進に努めたことによって、職員間の連携や全職員への周知、協力等の面では効果的であったと思われる。

(イ) 特別支援教育コーディネーターの指名について

*本校の特別支援教育体制づくりとも関わって、コーディネーターの複数化指名や例えば各学年担当や校務運営上の担当など校務組織内での位置づけや役割等についても検討していく必要があると思われる。

(ウ) 個別の教育支援計画の策定等について

*県の指定校受諾の段階から、個別の支援計画の策定の必要性については認識していたが、保・幼・小・中・高・大・企業・社会間の課題（例えば、統一した様式、連携状況等）や他校の状況等を考えると、策定までにつながらなかった面があり、推進が難しい状況であった。しかし、今後は前向きに策定に向けて取り組み、指導・支援に活用していかなければならないと考えている。

(2) 専門家チームの活用

本校内の一組織として、学校独自の専門家チームは設けていない状況である。そのため、ここでは県の特別支援教育体制推進事業専門家チームの活用について記載する。

ア 構成 平成19年度特別支援教育体制推進事業専門家チーム

NO	所 属 ・ 職 名	備 考
1	滋賀LD教育研究会 顧問	学識経験者
2	前滋賀県特別支援教育研究会 会長	学識経験者
3	パームこどもクリニック 医師	関係機関
4	滋賀医科大学小児科医局 医師	関係機関
5	県発達障害者支援センター 発達支援員	関係機関
6	彦根子ども療育センター 主査	関係機関
7	野洲市立中主中学校 校長	学校関係
8	竜王町立竜王小学校 教諭	学校関係
9	湖南市立石部中学校 教諭	学校関係
10	県立日野高等学校 教諭	学校関係
11	湖南市発達支援室 参事	教育委員会関係
12	長浜市教育委員会教育指導課 主幹	教育委員会関係
13	県総合教育センター 研修指導主事	教育委員会関係
14	県学校教育課特別支援教育室 主査	教育委員会関係
15	県学校教育課特別支援教育室 指導主事	教育委員会関係

平成20年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業専門家チーム

NO	所 属 ・ 職 名	備 考
1	滋賀LD教育研究会 顧問	学識経験者
2	大津市ことばの教室 室長	学識経験者
3	滋賀医科大学小児科 臨床心理士	関係機関
4	県発達障害者支援センター 発達支援員	関係機関
5	パーム子どもクリニック 医師	関係機関
6	滋賀医科大学小児科 医師	関係機関
7	湖南市健康福祉部社会福祉課発達支援室 参事	関係機関
8	竜王町健康推進課発達支援室 室長	関係機関
9	野洲市立北野小学校 校長	学校関係
10	県総合教育センター 副主幹	教育委員会関係
11	県総合教育センター 研修指導主事	教育委員会関係
12	学校教育課心の教育相談センター 指導主事	教育委員会関係
13	学校教育課特別支援教育室 主査	教育委員会関係

イ 専門家チームの活用状況

初年度は専門家チームの委員として本校教諭が参加した。2年次からは組織名称や構成員も変更され、より専門的な見地や具体的に活用しやすくなったが、本校においては、本事業期間中に専門家チームを活用する事例はなかった。

ウ 成果と課題

本校独自で専門家チームを立ち上げ組織化することは、人選や必要度、予算などの各面から考えると難しいと思われるので、県の専門家チームの活用方法について検討し、あわせて現在検討中で、原案作成に近づいている本校の方針や特別支援教育体制づくりともかかわって、今後の方向性を検討していく必要があると思われる。

(3) 関係機関との連携

ア 他の高等学校や特別支援学校との連携

(ア) 校内研修会を近隣の保・幼・小・中学校や県内の各高等学校等に案内し、参加してもらった。

(イ) 本校における本事業状況を他の校園に啓発したことによって、県内外の校園からの学校訪問の受け入れを行い、相互の情報交換のなかで本校の研究推進や取組状況の説明、訪問校園の取組における課題等への示唆などを行った。

(ウ) 近隣の特別支援学校のコーディネーターの本校への訪問があり、情報交換について心がけた。

(エ) 県外の先進的な小・中・高校に本校職員を派遣し、各校の取組状況を把握した。

イ 発達障害支援センターやハローワーク等関係機関との連携

(ア) 該当生徒の進路実現に向けて、ハローワーク（職業安定所）や県の関係機関へ本校職員が訪問し、就労支援に向けた方策を探った。

(イ) 医療機関とつながった適応教室（私塾的な教室）に該当生徒が通っていた関係で、随時、情報交換をしながら連携をとった指導・支援を行うことができた。

(ウ) 発達障害支援センターに支援等を依頼することはなかったが、本校の状況等については知ってもらえるように心がけた。

ウ 地域の教育施設や人材等の活用

(ア) 職業に関する専門科目の授業において、地元地域の保育園、幼稚園、小学校、公的機関、企業等の協力を得て、3ヶ月間毎週1回（約6時間）の就労体験を実施し、該当生徒に対しては状況を把握してもらったうえでの就労支援に関わった実習が実施できた。

(イ) 夏季休業中には、適応教室の指導のもとでの地元企業での就労体験が実施された。

エ 成果と課題

(ア) 校内研修会を近隣の保・幼・小・中の各校園や県内の各高校、関係機関等に案内し参加してもらったことにより、本校の取組状況等も同時に理解してもらえた。

また、このことにより各機関との連携づくりのきっかけとすることができた。

(イ) 本事業の実施により、県内外の各校園の発達障害支援や特別支援教育の状況や取組、

課題等を知ることができ、本校の研究推進に役立てることができた。

- (ウ) 近隣の特別支援学校のコーディネーターの本校への訪問をきっかけに、相互の情報交換を行い、連携し協力してもらえるような関係づくりにつながった。
- (エ) 該当生徒の就労支援に係わってのハローワーク（職業安定所）や県の関係機関への本校職員の派遣については、該当生徒や保護者の進路実現に対する意識も高かったこともあるが、効果的な指導・支援が行うことができた。その結果、本人の希望した進路先に進むことができた。
- (オ) 医療機関とつながった適応教室（私塾的な教室）との連携を図ったことで、該当生徒の情報交換が密に行え、本校における効果的な指導・支援を行うことにつながった。
- (カ) 地元地域の校園、事業所、企業等の協力によって実施した、就労支援に係る就労体験は、実社会に対応したマナーや職業・勤労に関する面で効果的であった。
- (キ) 発達障害支援センターや地元の公的関係機関との連携は、本事業期間中は必要性がなかった面もあり希薄な状況にあったので、今後は連携強化を図る必要がある。

(4) 関連事業等との連携

本校では特に他の関連事業との連携はしていないが、地元地域が指定を受けている「発達障害早期総合支援モデル事業」とも関わり、以前からあった地元地域の保・幼・小・中・高の連携した取組のなかで相互に情報交換を行っている。

また、本校の特別支援教育コーディネーターが地元地域の属する広域地域で取り組んでいる「発達障害地域生活支援体制整備部会」のメンバーに入り、情報交換等を行っている。

Ⅲ 今後の我が国における発達障害のある生徒の支援の在り方についての提案等

1. 発達障害に対する社会的な認知や理解が進んでいない状況下では、教育機関が各関係機関との連携を図りながら理解や支援について推進していくことが重要である。しかし、就労支援面や地域社会との連携が必要になる場合も多々あり、協力要請を求めた時に認識不足で固辞されることもあるので、今後は、社会的な認知をどのように拡大していくかも考えていく必要があると思われる。
2. 本校では本事業の一環として、一般の生徒や保護者への啓発や研修を実施する機会があったが、他校との情報交換によると実施が難しい面もあり、上記1の事項とも関わって今後は広く各校で実施していけるようにすることが大切だと考える。
3. 本校での研修会において、講師の先生より「発達障害支援をするには、まず理解をすることである。」という基本的とも思える講話を聞いたが、この基本的なことがまだ不十分であると思われるので、今後は発達障害や特別支援教育に関して多くの人たちに意識や関心を高め、理解を深めてもらうためにも、啓発・研修等をさらに進めていく必要があると思われる。
4. 高校の段階での生徒の実態把握は困難な面も多く、やはり早期の把握に努めるとともに、早期からの指導・支援が必要であると考え。そのため、保・幼・小・中との連携を重視した取組が必要であると思われる。
5. 障害のある子どもに対する「特別支援教育」を、障害のある子どもたちのみに対する教育

ととらえず、すべての子どもたち一人ひとりのニーズに応じた指導・支援と捉えないと、教科指導面や生徒指導面での工夫・改善が必要であり、教員のさらなる研修が必要であると考ええる。

6. 支援が必要と思われる生徒の実態把握等や支援方法などに関しては、カウンセラーや巡回相談員の専門的な援助や支援が必要であり、スクールカウンセラー事業や巡回相談等の事業の充実、拡大が急務と考える。

※ 最後に、「発達障害」や「特別支援教育」という言葉が、いずれ（将来）はなくなり、社会のみんながそれぞれの特性や個性と受けとめ、個々（それぞれ）をお互いが認め合い、手を取りあって生きていける社会にすることが大切ではないかと考える。本校の特別支援教育のスタンスは「どの子にもわかる指導・支援」である。発達障害があるなしにかかわらず、すべての子どもたち（人たち）が瞳を輝かせ、いきいきと生活できる社会になることを願っている。

IV 総括

1. 事業全般の遂行やなかでも職員研修により、発達障害に対する理解や支援、特別支援教育について、次のようなことを学べたのは良かった。（課題も含めて）

- (1) 生徒の実状がよく見えるようになった。該当生徒だけでなく、他や周りの生徒の状況もよく見えるようになった。該当生徒だけでなく、すべての生徒に個に応じた支援が必要だと考える。個別の支援計画も、本当はすべての生徒に対して作成する方が良いと思うが、仕事量等を考えると難しい面がある。該当生徒に対する指導・支援だけでなく、「すべての子どもが特別」となった指導・支援となつてほしい。
- (2) 生徒に対する見方や指導・支援の方法が変わった。これまでの「注意したり叱る」だけに終始せず、生徒理解に基づいた指導ができるようになった。しかし、学んだことを日常の具体的な場面や個別の指導・支援に、これからどのように活かしていくかが課題でもある。
- (3) 社会的な観点又は視点で生徒を見ることができるようになり、将来につなげた見方や指導ができるようになった。
- (4) 学んだことを、生徒に還元していくことが大切。発達障害の研究や理解や支援は日進月歩の面もあり、常に変わっている。事業を通して、個々の生徒の状況に応じた指導ができるようになってきたので、今後は、生徒の置かれた状況を十分に把握し、個別の指導計画に基づく日常の生徒への指導・支援が大切である。
- (5) 過去に指導してきた生徒たちのことが思い出されるが、もっと早くから発達障害支援や特別支援教育に取り組んでいたら良かったと悔やまれる。
- (6) 小学校、中学校、特別支援学校を訪問して研修することにより、高等学校との認識の差や違いがよくわかり、高等学校での取組の遅れを認識した。また、先進校視察でも、高等学校だけでなく小学校・中学校に行ったことで、指導面での違い等がよくわかり、参考になることが多かった。高等学校の職員は、現状をしっかりと認識するうえでも、多くの関係機関に出向き、研修するべきであると考ええる。

- (7) 特別支援教育の視点は、高齢者への対応にも通じる面があることが理解できた。
- (8) 先進校視察では、生徒の状況に応じて、学年や学級づくりができるようになっていたことが印象的であった。教員が一人ひとりの発達を考えて指導できるようになったことは大切だが、生徒間での状況観察や支援も大切だと考える。
2. 事業を全般的に遂行していくことは大変であったが、生徒の個別の指導や学校の諸面で、それが活かされるようになってきたことは良かった。今後は、進路や将来にどのようにつなげていくかが課題である。
 3. 個別の支援では、ケース会議が重要だと考える。また、特別支援教育と限定しないで、教育全般に特別支援教育の視点を取り入れていくことが大切だと考える。
 4. 事業を通して多くのことを学べた。やはり、自らがやろうという気持ちが必要である。特に、この事業を通して、人の力の大きさを感じた。今後は、やはり指導・支援に必要な人的支援や配置、手立てが必要だと考える。分割授業や選択授業でも効果が出ている。教育環境や教育課程編成も含めて考えていくことが必要である。
 5. 本校への学校訪問をされた先生方から、「先が見えない。」、「担当者だけが困っている。」などと良く聞くが、日野高校では職員の協力があり、全職員の取組として事業が遂行できたので良かった。
 6. 研究推進委員会と校内委員会との分担や関連性、各委員会のあり方について、もっと具体的に考えておく必要があった。
 7. この事業の基本は、過去2年間の取組にあったと考える。この事業の取組の成果は、「生徒への日常的な声かけ」や「不登校や中途退学者の減少」など学校教育全般に出ていると考える。
 8. 発達障害支援では、生涯にわたる支援の視点を重要にし、乳幼児期から大学・企業等まで続く支援を考えて、各機関の連携が大切だと考える。そのためにも、社会的な啓発・研修はとても重要である。

V その他特記事項（エピソードを含む）

特になし。

VI モデル校の概要

1 学級数と生徒数（平成20年5月現在）

課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		合計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
全日制	総合学科	161	4	158	4	152	4			471	12
	計	161	4	158	4	152	4			471	12
定時制											
計		161	4	158	4	152	4			471	12

2 教職員数 (平成20年5月現在)

区分	校長	教頭	教諭	養護 教諭	実習 教諭	実習 助手	臨時 講師	非常勤 講師	事務 職員	司書	業務員	スクールカウ ンセラー	巡回相 談員	ALT	計
人数	1	1	33	1	1	2	3	8	3	0	2	1	1	1	58